

ID: 6

担当部署: 政策企画課

処分の概要	利用者の登録		
例規名 根拠条項	大河原町デマンド型乗合タクシー運行条例 第5条第2項		
例規番号	平成24年条例第2号		
【基準】 第5条の規定による。 (利用者) 第5条 利用者は、大河原町に住所を有する者及び町内に勤務又は通学している者とする。 2 利用者は、規則で定めるところにより、利用者登録を行うものとする。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日